

(その1)

収 支 報 告 書

会計	繰越	検算	転記		
平	平	鈴	本		

※該当箇所にレすること。

- (ふりがな) りゅうげんかい
- 1 政治団体の名称 隆元会
- 2 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区大蔵2-1-20
エクセル大蔵301 大島方
- 3 代表者の氏名 大島 美重
- 4 会計責任者の氏名 豊田 圭三
- 5 令和 4 年分

団体コード	1	0	2	0	0	7	9	9	2	0	0	0	1	0
前年繰越額	0 円													

事務担当者の氏名 豊田 圭三

電話番号 03-3508-7486

政治団体の区分

政 党

政 党 の 支 部

政 治 資 金 団 体

政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体

そ の 他 の 政 治 団 体

その他の政治団体の支部

活動区域の区分

全国(2都道府県以上)

資金管理団体の指定の有無

有 無

公職の種類 _____ (現・候)

資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 中谷 元

公職の種類 衆議院議員 (現・候)

(※) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

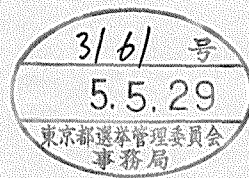
※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

受 付	審 査	確 認	消 込

									105990

1995



収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額 -----			十億			百万			千			円	0
(前年からの繰越額) -----													0
(本年の収入額) -----													0
支 出 総 額 -----													0
翌年への繰越額 -----													0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費													
金 額 -----			十億			百万			千			円	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数) -----												0 人	

(2) 寄 附														
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額											備 考		
(ア) 個人からの寄附			十億			百万			千			円	0	
(うち特定寄附)													0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附													0	
(ウ) 政治団体からの寄附													0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)													0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)													0	
イ 政党匿名寄附													0	
合計 (ア + イ)													0	

資 産 等 の 状 況

(その17)

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※資産の有無にかかわらず、全ての団体において提出が必要です。

(注) 有にの場合は「項目別区分」ごとに(その18)が必要です。

全団体提出

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 5 月 29 日

政治団体の名称 隆元会

会計責任者の氏名 豊田 幸三



↓（代表者については、解散届と同時に提出する解散年の収支報告書にのみ記載すること。）

（ 代 表 者 の 氏 名  ）

（注1）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。

なお、会計責任者本人が提出する場合は、会計責任者本人の本人確認書類の提示又は提出をすることにより押印は不要となります。

（注2）国会議員関係政治団体は、宣誓書（その20）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

政治資金監査報告書

令和5年5月22日

隆元会 島美重 殿
代表

登録政治資金監査人

山野 俊明

登録番号
研修了年月日

第2298号
平成26年4月15日

1 監査の概要

- (1) 私は、令和4年度に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を、対象元として、当該報告書の並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、書領収書等の目的が記載された支出の明細書の写しを含む。以下同じ。) について、支出に關する政治資金監査を行った。第19条の13第1項に定めるところにより政治資金適正化委員(以下「委員会」という。)に基づき行った。
- (2) 私の責任は、外部性を有する並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等の作成又は徴収等を行った支取を徴し難かつた支取を徴し難かつた結果を報告するこの政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等の作成又は徴収等を行った支取を徴し難かつた支取を徴し難かつた結果を報告するこの政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。
- (4) 私は、隆元会の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人である山野俊明が判断したため、山野俊明の事務所(東京都渋谷区広尾4丁目2番14-201号)において行った。

2 監査の結果

- (1) 私は、法第19条の13第2項に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。なお、政治資金監査の対象期間においては、隆元会に係る支出は、明細書、領収書等、書領収書等を徴し難かつた支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかつた。
- (2) 法第19条の13第2項に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。法第19条の13第2項に規定する事項について、領収書等を徴し難かつた支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかつた。

3 業務制限

隆元会と政治資金監査の間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。また、隆元会と政治資金監査の間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。業務制限も同様である。

以上